指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：美郷町指定棚田地域振興協議会

１　指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）　旧西郷村　下地域棚田

２　指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・耕作放棄地の削減・発生防止

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の活用等により、新たな耕作放棄地の発生を防ぎ、旧西郷村下地域（鳥の巣団地）における協定農用地面積７５６ａ（鳥の巣団地：６０１ａ）を維持・管理する。

・生産性の向上

棚田等の保全のため、現在設置している鳥獣害防止柵を維持・管理する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・伝統文化の継承及び地域コミュニティの強化

高齢化により途絶えかけている棚田に由来する地域の祭りを年１回以上開催し、伝統文化の維持・継承を図る。

・農村ＲＭＯ形成による地域振興・多面的機能の発揮

下区ちくせん実行委員会や農村ＲＭＯの形成促進事業を実施し、集落営農の維持・多面的機能の発揮及び都市部との交流促進を図る。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

・「棚田米」生産強化とブランド化の推進

「鳥ノ巣天空棚田米」としての生産体制の強化及びブランド化に取組み、認知度向上と高付加価値化を実現する。

・棚田米等を活用した６次産業化の推進及び具体的な商品開発

棚田で栽培した水稲等を主原料とした加工品づくり及び６次産業化を推進する。具体的には「３日寝かせ発芽酵素玄米パックごはん」などの魅力ある特産品・加工品開発を１点以上行い、地域の販売力・収益性の向上を目指す。

３　計画期間

令和８年認定月～令和１２年３月

4　各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添２の工程表に基づき実施することとする。

（１）棚田等の保全

・耕作放棄地の削減・発生防止

協定を締結した集落に毎年交付される中山間等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、集落において農地の草刈や共同防除、水路・農道の管理等における共同活動を促進し、棚田等の保全を図る。

・生産性の向上

現在設置されているメッシュ柵周辺の草刈等の実施により、獣害による被害の防止を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・伝統文化の継承と交流促進

集落及び美郷町において、各地域や関係機関・団体と連携し、地域の祭りの開催により、地域コミュニティーの強化と都市部との交流を図る。

・農村ＲＭＯ形成推進事業の実施

下区ちくせん実行委員会を軸とし、農村ＲＭＯ形成推進事業を実施する。これにより、生活・営農支援機能や地域資源管理を統合した組織体制を構築し、多様な主体が参画する持続可能な地域運営を確立する。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

・「鳥ノ巣天空の棚田米」の生産強化・ブランド推進

下区の棚田立地条件と高品質な米づくりを活かし「鳥ノ巣天空の棚田米」のブランド確立に向けた栽培技術の統一、PR 活動、パッケージ・販路の整備に取り組む。

・「３日寝かせ発芽酵素玄米パックごはん」等の加工品開発

美郷町及び宮崎県と連携し、棚田米を活用した商品開発や６次産業化に取り組む団体への支援を推進する。特に「３日寝かせ発芽酵素玄米パックごはん」をはじめとするニーズに即した加工品の試作・商品化・販路開拓を進め、付加価値向上を図る。

（４）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（３）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5　指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

美郷町指定棚田地域振興協議会は美郷町、農業者、農業者団体、農業委員会、宮崎県で構成。

参加者は、別紙のとおり。